

介護保険制度の持続的運用に関する指定都市市長会要請

介護保険制度の開始から25年を迎える2025年は、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる節目の年である。今後も高齢者人口は増加し続け、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となることで、特に都市部においては、介護需要はさらに増加し、介護給付費は増大していくことが見込まれる。

制度開始からこれまでの間、指定都市では、介護給付準備基金を取り崩すなどにより、介護給付費の増大に伴う介護保険料の上昇を最大限抑制してきたが、引き続き上昇を抑制し続けることは困難である。

介護保険制度を将来にわたって持続させていくためには、第一号被保険者の負担が過重とならないよう、国の責任における十分な財政措置が必要である。特に、介護給付の財源に対する国の負担割合は、標準的市町村においては25%であるが、このうち5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために交付される調整交付金であり、後期高齢者割合が全国平均を下回るなどの理由で交付割合が5%を下回る場合、その差額は第一号被保険者が賄うこととなり、高齢者の負担が増す結果となるため、国による財政措置は不可欠である。

また、高齢化の進展により今後さらに介護需要は増加するが、労働力人口は減少していくため、介護サービスの提供を担う介護人材の不足はより一層深刻化していくことが危惧される。このため、質の高い介護人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題であるが、介護従事者の賃金は全産業の平均と比較しても低く、介護人材の確保及び定着のためには、処遇改善や物価高騰を踏まえた適切な介護報酬を設定することが必要である。加えて、都道府県に活用方針が委ねられている地域医療介護総合確保基金については、介護需要の高い指定都市に対する配分は極めて不十分で、それを補うために多大な市費を投じている状況であり、指定都市への配分枠を確保するなど実態に応じた財政措置を講ずる必要がある。

一方で、介護予防を推進し、将来の介護需要を抑制することも不可欠である。効果的な介護予防の推進のためには、高齢期における健康維持・介護予防だけではなく、青壮年期からのライフコースを見据えた取組が重要である。特に、青壮年期に多くの時間を過ごす職場等において、事業者が主体となって、健康づくりや将来的な介護予防への意識醸成の取組を推進するとともに、地域保健と職域保健の連携により、切れ目のない取組を進めていくことが必要である。

そのため、地域の健康課題を把握し、加入する健康保険の種類に関わらず青壮年期からの健康づくりや退職後を見据えた保健事業を実施することが重要である。例えば、市町村が実施する健康増進事業において、各保険制度加入者の健診データ等を活用した事業展開や、健康づくりや介護予防に資する情報を提供できるようにするほか、高齢就労者に対する生活習慣病の罹患防止・重症化予防、フレイル予防の取組を促すこと等ができるよう、保険者横断的な健診データの連携が必要であるが、現状では保険者間のデータ連携を行う体制が整備されていない。

また、退職等で加入する健康保険が変わった場合には、マイナンバーを活用した保

険者間のデータ連携の仕組みはあるものの、現時点では、対象者個人単位での情報連携に留まるため、リスクの高い対象者の情報を抽出することが困難であるなど、切れ目のない保健指導等を行うための実効性を伴う活用ができない状況にある。

財源については、国においても、地域保健と職域保健の連携推進を掲げている中、その基幹的な財源となる地域・職域連携推進事業費は、国の予算が十分でないため各市における必要額が確保されていない。

また、健康増進事業費は、市町村の人口規模に基づく基準額が定められているが、その基準は実態に即したものとなっていなかったため必要額が確保できないことに加え、主な事業の対象が40歳以上に限られているため、より若い世代に向けた取組への活用が困難である。

以上を踏まえ、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

- 1 介護給付費の財源に占める国の定率分の負担割合を20%から25%に引き上げるとともに、調整交付金については、国の負担割合25%とは別枠での措置とすること。
- 2 介護人材の確保及び定着のため、処遇改善や、物価高騰を踏まえた適切な介護報酬を設定すること。また、介護人材確保の取組を一層推進するためにも、地域医療介護総合確保基金について、指定都市への配分枠確保をはじめとした財政措置を講ずること。さらに、希望する指定都市については、地域医療介護総合確保基金を設けることができるようすること。
- 3 行政が保険者と連携して切れ目のない保健指導を行えるよう、協会けんぽ等の被用者保険の個別の健診データを共有できる新たな仕組みを構築するとともに、地域・職域連携推進事業費について市町村の事業実施に必要な額を確保すること。
また、健康増進事業費について、ライフコースを見据えた健康づくりを実施していくため、支援対象を拡大するとともに、必要な額を確保すること。

令和7年8月4日
指定都市市長会